

リサイクル燃料備蓄センターに関する県民説明会（弘前市会場） 議事録

1. 日 時

令和6年7月5日（金） 10:00～11:55

2. 場 所

弘前文化センター 2階 第3会議室

3. 出席者

○国

経済産業省資源エネルギー庁 原子力立地・核燃料サイクル産業課

核燃料サイクル産業立地対策室 勝見室長

原子力規制庁 原子力規制部審査グループ 核燃料施設審査部門 尾崎安全審査官

○事業者

リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長

東京電力ホールディングス株式会社 宗常務執行役

日本原子力発電株式会社 牧野取締役副社長

電気事業連合会 藤本専務理事

○県

坂本環境エネルギー部長、豊島危機管理局長

4. 提出資料

- 資料1 「リサイクル燃料備蓄センターにおける使用済燃料の貯蔵について」
(リサイクル燃料貯蔵株式会社)
- 資料2 「リサイクル燃料備蓄センターへの使用済燃料の搬入・搬出について」
(東京電力ホールディングス株式会社)
- 資料3 「原子燃料サイクルの取組について」 (電気事業連合会)
- 資料4 「核燃料サイクル政策について」 (経済産業省)
- 資料5 「リサイクル燃料備蓄センターに係る新規規制基準適合性審査及び検査の状況について」 (原子力規制庁)
- 資料6-1 「リサイクル燃料備蓄センターに係る安全協定書(案)の概要について」
(青森県)
- 資料6-2 「リサイクル燃料備蓄センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書(案)」 (青森県)
- 資料6-3 「リサイクル燃料備蓄センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定の運用に関する細則(案)」 (青森県)

5. 参加人数

32名

6. 議事録（意見紹介部分のみ。資料説明部分については、青森市会場及び八戸市会場の議事録を参照）

【司会】

お待ちせしました。それでは再開させていただきます。皆様御意見用紙の提出はお済みでしょうか。よろしいでしょうか。

まだの方いらっしゃれば、挙手いただければスタッフのほうで取りに参ります。よろしいでしょうか。それでは受け取りの方はひとまず終了させていただきます。

それでは御意見の紹介に進ませていただきます。また、同じような内容の御意見がある場合は、まとめて紹介する場合がありますので、御了解いただければと思います。

それでは御意見の紹介に入ります。まずリサイクル燃料貯蔵株式会社への御意見です。

金属キャスクは、地震があっても本当に倒れないのか。安全性は確保できているのか、です。お願いいたします。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

はい。リサイクル燃料貯蔵高橋です。お答えいたします。

地震の関係につきましては、先ほど規制庁の方からも御説明あったかと思うんですけども、事業許可の基準規則に則りまして、当社ではプレート間地震、海洋プレート内地震、内陸地殻内地震という3種類の地震に基づく震源を特定して策定する地震動に、震源を特定せず策定する地震動を加えまして、最新の科学的、技術的知見を踏まえまして、各種の不確実さを十分考慮した上で評価しておりまして、これらに基づきまして、備蓄センターへの影響を評価した結果、施設の安全性が損なわれるおそれがないということを確認してございます。

また、金属キャスクにつきましても、金属キャスクを台座で、その台座もボルトで固定しているような状態になってますので、その地震動による耐震性の評価を行った結果、このボルトの破断ですとか台座の損傷がないということで金属キャスクが転倒することはないということを確認してございます。こちらの耐震性の評価につきましては、先ほど規制庁さんの方から御説明ありましており、設計及び工事計画の認可申請の審査を通じまして確認をいただいております。以上でございます。

【司会】

続きまして、引き続きリサイクル燃料貯蔵への御意見です。

金属製キャスクから放射性物質が漏れる可能性は本当にはないですか。お願いいたします。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

はい。キャスクの中に入ってくる使用済燃料につきましては、原子力発電所で18年以上冷却されたものを中に詰めて持ってまいります。従いまして原子炉のような高温高压の流体を内包しているという状態ではございませんので、キャスクだけで十分な閉じ込め機能が確保できるようになってございます。

また、キャスクの蓋は、実際に放射性物質を直接閉じ込める一次蓋とその上の二次蓋で二重化されておりまして、それぞれの蓋につきましては、金属ガスケット、いわゆるパッキンで密封されてございます。

そのキャスクの内部について、不活性のヘリウムガスを注入して、キャスクそのものや内部の使用済燃料が劣化したりですとか、劣化して影響を及ぼすことがないような形での対応をとらせていただいております。

もう1つ、キャスクについては、一次蓋、実際使用済燃料が入ってるキャスクについてはヘリウムガスの気圧を0.8気圧ということで、一般的な気圧より低い気圧にしておりまして、一次蓋と二次蓋の間の気圧、こちらは4気圧ということで大気より高い気圧としております。こ

の蓋の間の気圧の圧力の値をセンサーで常時監視しておりまして、異常がないかどうかということで、万が一異常があった場合にも速やかに対応できるような対応をとっておりますので、金属キャスクから放射性物質が漏れるということはないと考えてございます。

【司会】

次は東京電力ホールディングス株式会社への御意見です。

キャスクに燃料を入れた状態での外部の温度の実測値を知らせてもらいたいという御意見です。お願いいたします。

【東京電力ホールディングス株式会社 宗常務執行役】

東京電力の宗でございます。お答えいたします。

キャスクの温度につきましては、使用済燃料の内部の温度が最も高く、外側に向けてだんだん低くなっています。使用済燃料の温度を実測はしておりませんが、キャスクの設計において、今回輸送する燃料被覆管の温度、これについてはキャスクに収納する上での許容値である 200 度を超えないことを確認しております。以上でございます。

【司会】

次はリサイクル燃料貯蔵株式会社への御意見です。

2 棟目の建設、使用開始が 50 年後と仮定すると、1 棟目で 50 年。2 棟目で更に 50 年。計 100 年となるがそういうことなのか。また、1 棟目から 2 棟目の使用開始に数年から数十年の間をおけば 100 年を超えることになるが、考えとすればそういうこともあるのでしょうか、という御意見でございます。お願いいたします。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

お答えいたします。1 棟目につきましては既に建設済なんですけれども、2 棟目を含むいわゆる 5,000 トンウランの貯蔵計画につきましては、東京電力ホールディングスと日本原子力発電と協議して速やかに 5,000 トンウランの中長期的な計画を示すということで、2 棟目をいつ作るかというのも中長期的な計画に合わせて作るような形になっております。

立地当初は、年間大体毎年 100 トンウランから 150 トンウランぐらい搬入するということになっていて、大体 10 年から 15 年ぐらいでいっぱいになるという想定だったんですけども、御承知とおり東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故によりまして、その搬入ペースっていうのが、ちょっと変わってきてるということも踏まえまして、今後中長期的な搬入計画の方を定めていくということになるかと思っております。

【司会】

それでは、次は県とリサイクル燃料貯蔵株式会社への御意見です。

リサイクル燃料貯蔵株式会社を対象とした防災訓練は、どのようなことを実施するのですか。という御意見です。お願いいたします。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

リサイクル燃料貯蔵株式会社の高橋でございます。

防災訓練等に関しましては、地震ですとか火災あるいは傷病者が発生した場合ですとか、原子力災害発生を想定した防災訓練、こちらの方を定期的にも実施しております。

また、消防法に基づく消防訓練ですとか消火ポンプを用いた消火訓練についても定期的にも実施しておりまして、昨年度の実績でございますと防災訓練が年に 6 回、あと消防訓練、消火訓練は合わせて 11 回実施してございます。

【青森県 豊島危機管理局長】

県の方から、防災訓練のことについて御紹介させていただきます。県では原子力防災訓練を毎年度実施してございます。既存の原子力施設に関わるものになりますが、事業者や国、また地域住民も御参画いただいて実施しているところでございます。

この計画、今申し上げたとおり、毎年度実施してございます。今後RFSに関わる、そこを想定したような訓練というものも、考えながら進めさせていただきたいと考えてございます。

【司会】

次はリサイクル燃料貯蔵株式会社への御意見です。同じような御意見が複数きておりますので、まとめて御意見を紹介いたします。

昨日、新聞にキャスクに問題があると報道されました。日本製鋼所M&Eに、改ざん、捏造、虚偽記載があり、それに対してRFSは問題がないとしています。トヨタ、ダイハツ、マツダは生産停止処分を受けました。この違いは原子力と電力、県、警察署、規制庁と特別な関係があるのでしょうか。など、いくつかキャスクに問題があるのではないかと、という質問がございました。よろしく願いいたします。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

お答えいたします。弊社の方、その発表を受けまして、具体的には2022年12月にキャスクの製造メーカーと一緒に日本製鋼所さんの方に行って現地の方へ行っております。実際に現地では柏崎刈羽原子力発電所に運び込まれるキャスクに関する製造記録、こちらを確認するとともに製造メーカーと共に日本製鋼所に対してもヒアリングを行いまして、柏崎に納入した製品については製品上問題ないということをごちの方で確認しているところでございます。

それから、製造停止の関係については、私ども直接関係ないんですけども、聞いたところによりますと、向こうの方は実質認証みたいな形でやっぱり認証をとっているということなんで、そちらの方から一定期間生産の停止処分ですかね、そういったものを受けたということは聞いてございます。以上でございます。

【司会】

続きまして県への御意見でございます。

立地協定の締結者である日本原子力発電、東京電力は、安全協定では立会人でしかない。核燃料の所有者が立会人という第三者的立場にすぎないのは協定の信頼性に欠けると思うがいかがかお考えを伺いたいという御意見です。お願いいたします。

【青森県 豊島危機管理局長】

危機管理局です。まず今回の安全協定につきましてですが、備蓄センターを管理運営するRFSと県、むつ市が締結するものでございます。一方で、日本原電や東京電力の立場でございしますが、平成17年の立地協定、そちらの方で我々整理ができるものと認識してございますが、この19年間、相当の年数がたつてるということも事実でございますし、また、さらにはRFSとの協定のタイミングだということで、県民の方々にわかりづらい状態にあるかなということ、この数日の説明会でも御指摘、御意見をいただいているところでございます。

この分かりづらさを解消、伝え方であるとか、アウトプットの仕方については少し工夫をさせていただきたいと考えているところでございます。

【司会】

引き続き県への御意見です。

安全協定案には協定を廃棄する場合の規定がない。今後50年間の間に、真逆になることもあ

りうる。とすれば、改定ではなく廃棄についても協定の中で取り扱いを定めておく必要があると思うが、いかがお考えでしょうか。

【青森県 豊島危機管理局長】

協定の廃棄ということでございますが、まだ最終判断なり締結に至っていないわけですが、仮に締結をした、そして使用済燃料が搬入された、そういう状態を想定いたしますと、搬出がされるまで、この協定に基づき安全確保そして環境保全をしっかりと対応する、そういったことが逆に必要なのではないかなと思ってございます。以上でございます。

【司会】

次は電気事業連合会と経済産業省への御意見です。

プルサーマルはMOX燃料が手に入らない状態がある。英国会社の生産停止、フランスの生産減少があるなか、プルサーマルそのものの計画が無理となっているのではないのでしょうか、御意見です。お願いいたします。

【電気事業連合会 藤本専務理事】

電気事業連合会の藤本でございます。御意見ありがとうございます。

まず私ども電力9社と日本原電におきましては、2023年度末で、合計で40.1トンのプルトニウムを所有しているところでございます。また、2020年12月に策定いたしました新たなプルサーマル計画に基づきまして2030年度までに少なくとも12基の原子炉でプルサーマルの実施を目指す取り組みを進めるとともに、2022年12月に策定いたしましたプルサーマル計画の推進に係るアクションプランを踏まえまして事業者間の連携、協力を進めていくことといたしております。

具体的には、地元理解に向けた各社の取り組みの情報共有、知見の共有、また、自社で保有するプルトニウムは自社の責任で消費するというを前提に、事業者間でプルトニウム交換をする等計画的に進めているところでございます。利用目的のないプルトニウムを持たないという国の政策のもと、六ヶ所再処理工場で回収されるプルトニウムだけでなく、海外で保有するプルトニウムも含めて確実に消費できるよう、地元の皆様にもしっかりと説明し、御理解をいただきつつ、プルサーマルの推進に最大限取り組んでまいります。以上でございます。

【司会】

経済産業省、お願いします。

【経済産業省資源エネルギー庁 勝見室長】

はい。ありがとうございます。今電事連の方から説明があったとおり、プルサーマル計画の推進ということに関しては御地元の御理解とそれに向けた取り組み、事業者間の連携協力を進めていくということを承知してございます。

国としましても新たにプルサーマルを実施する予定の立地地域における御理解の確保に資するため、昨年9月にプルサーマルを新たに開始する原子力発電施設が立地する道県に対して交付金あるいは交付金の制度を創出する、継続するなどいたしております。

こういった取組、電事連の取組に加えて、こうした交付金制度でありますとか、こういった取り組みを進めて、国も事業者とともにプルサーマルの一層の推進に取り組みつつ、再処理等拠出金法に基づいてプルサーマルの着実な実施に必要な量だけ再処理が実施されるよう管理することなどを通じて、引き続きプルトニウムの適切な管理と利用というのを行ってまいりたいと考えてございます。

【司会】

次は県への御意見でございます。協定書第7条3項、測定結果の公表が、必要があると認めるときとあるが、他の項目では原則公表の記述となっている。なぜでしょうか。お願いいたします。

【青森県 豊島危機管理局長】

ありがとうございます。御指摘のとおり、基本的には原則公表でございます。この第3項に関わる協議の上、必要があると認めるときということになります。この想定してるのは測定結果などで、特に県民の皆様に公表する必要があるもの平常時のものとは別な公表、そういったものが生じた場合を想定してございます。

【司会】

続きまして、東京電力ホールディングス株式会社と県の御意見でございます。福島第一、第二原発の使用済燃料は搬入するのか。安全協定案によると、どの原発の使用済燃料を搬入するか書いていない。東電の使用済燃料はたくさんあるが、福島第一、第二の使用済燃料も搬入可能ということでしょうか、とのことです。お願いいたします。

【東京電力ホールディングス株式会社 宗常務執行役】

東京電力の宗でございます。お答えしたいと思います。

今、福島第一原子力発電所の使用済燃料、これにつきましては、元々燃料プールにあった燃料を共用プールという元々あった施設に保管しています。そして共用プールにあった燃料を乾式キャスクの仮保管設備というのを発電所敷地内に作ってそこでしっかりと保管をするということで進めております。

福島第二原子力発電所につきましては、これから廃炉を進めてまいりますけども、当面は発電所にある使用済燃料貯蔵プールと、これから発電所敷地内に建設予定である乾式貯蔵施設その両方で保管をしていくということで考えております。

なお、数十年にわたる工程になりますけれども、将来的な構外への搬出につきましては、福島第一原子力発電所の廃止措置工程全体を検討していく中で、また、福島第二原子力発電所の今後の廃止措置を進めていく中で検討していくこととしており、現在搬出計画などはございません。以上です。

【司会】

では、県のほうからもお願いします。

【青森県 豊島危機管理局長】

はい。危機管理局です。平成16年に東京電力から県の方に提出がありましたリサイクル燃料備蓄センターの概要というものがございます。そちらは、備蓄センターは東京電力と日本原電の原子力発電所から発生する使用済燃料を貯蔵する、としてございます。この協定につきましては、これを前提に作成したものでございます。

【司会】

それでは引き続きまして、リサイクル貯蔵株式会社と東京電力ホールディングス株式会社、県への御意見でございます。

1棟目、2棟目でリプレースを含めて3棟目以降を設けることについて、妨げるガイドライン、協定類はあるのでしょうか。それがあれば、それはなんでしょうか。という御意見でございます。お願いいたします。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

はい。リサイクル燃料貯蔵の高橋でございます。

1棟目、2棟目ということで先ほど御説明させていただきましたけれども、1棟目は既に出
来上がっておりまして3,000トンウラン規模ということで2棟目につきましては2,000トンウ
ラン規模の建屋を作る予定でございます。

当初の立地のお約束、これ5,000トンウランという形になってございますので、3棟目以降
ってというのは作る計画は当然ございません。

ちなみに先ほど青森県の方から御説明いただいた安全協定の方で、こちらのところで増設の
場合に協議するという情報があったかと思うんですが、こちらについては当然2棟目の建設の
ときに関しても協議をするような手続きになってございます。

【東京電力ホールディングス株式会社 宗常務執行役】

東京電力の宗でございます。

今高橋社長からあったとおりですけども、我々元々一応お願いする際に、リサイクル燃料備
蓄センターの概要ということで、1棟目3,000トンウラン、2棟目含めて5,000トンウラン、
これをお願いしておりますので、これで計画を進めていくということで考えておりまして、そ
れ以上のことは考えておりません。以上でございます。

【司会】

県の方お願いいたします。

【青森県 坂本環境エネルギー部長】

はい。青森県の環境エネルギー部長です。

先ほど事業者からも説明がございましたとおり、県といたしましては、2棟5,000トンウ
ランというものを作るという説明を受けているところであります。

【司会】

次は県への御意見でございます。

むつ市からの依頼とのことであるが、当時、議会への報告など経緯は議事録に残っているの
でしょうか、という御意見でございます。お願いいたします。

【坂本環境エネルギー部長】

県の環境エネルギー部長でございます。

むつ市からの依頼というのはおそらく先ほど説明にあった、むつ市から東電に対し立地可能
性調査を依頼したということを示しているのかと思います。議会の報告につきましては記録に
残っているかというお尋ねでございますので、県の立場として残っているかということでお答
えを申し上げます。

県に対しましては、平成14年、2004年の7月18日に東京電力からの立地協力要請がありま
した。その後それを受けまして平成17年、2005年の4月に県議会の議員説明会、それから平
成17年5月16日になりますが、県議会の全員協議会を開催してございます。

失礼しました。議員説明会と議員全員協議会を開催してございます。議員説明会におきまし
ては、本日と同様な事業者からの説明などを行い、それに対する質疑を議員全員協議会で行っ
てございます。この議員説明会並びに議員全員協議会の議事録につきましては、もちろん残っ
てございまして、青森県議会のホームページにおいても公開されてございまして、いつもご覧
いただければと思います。

あと、今の説明で立地協力要請につきまして、7月と申し上げましたが、2004年の2月に立

地協力要請があったということで、この部分についてお詫びして訂正いたします。以上です。

【司会】

次は、電気事業連合会と経済産業省への御意見です。

関西電力、電事連、経済産業省が、数年前、むつ市中間貯蔵の共用を求めたが今もその考えに変わりはないのかということです。お願いいたします。

【電気事業連合会 藤本専務理事】

電気事業連合会でございます。御意見ありがとうございます。

私ども原子力事業者は、既存の使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力の増強や乾式貯蔵施設の設置など、使用済燃料対策に取り組んできているところでございますが、使用済燃料貯蔵の補完性、柔軟性をさらに高める観点から、リサイクル燃料備蓄センターの共同利用についても、検討に着手できないかと考えたものでございました。

しかしながら、2020年12月に地元にご説明にあがった際に、いろいろな御懸念を頂戴しておりますことから、関係する様々な議論の状況をよく見定めることといたしておるところでございます。

従いまして、現時点においては、いまだ検討に着手する前の段階にあるところでございます。私は以上でございます。

【司会】

経済産業省、お願いします。

【経済産業省資源エネルギー庁 勝見室長】

はい。ありがとうございます。ただいま説明がありましたとおり、検討着手する前の段階であるというようなことで、我々も承知をしております。

御指摘は令和2年に、当時の経済産業大臣が、サイクル政策を推進していく上で大きな意義があるということをお願いしたことを御指摘いただいておりますけれども、今電事連から御説明があったとおり、まだまだ前段階であると承知をしております。

いずれにせよ、この中間貯蔵施設の利用のあり方ということにつきましては、事業者が検討を進める場合には、まずは御地元に対して丁寧に説明を行って御理解をいただくということが大前提であり、かつ重要と考えてございます。

【司会】

引き続き、経済産業省への御意見でございます。

六ヶ所再処理工場は着工以来30年が経過するが、未だに動いていない。それにもかかわらず、協定案で50年後には核燃料を搬出すると言い切るのは、どんな事例がその担保とされるのかお聞かせ願いたい、ということです。お願いいたします。

【経済産業省資源エネルギー庁 勝見室長】

ありがとうございます。まずは、むつ市の中間貯蔵施設につきましては、事業者からは、中間貯蔵施設の建屋ごとの貯蔵期間は最大50年とする旨、立地申入れの際に約束をされているということ、その期間内に使用済燃料をその時点で稼働している再処理施設に搬出する、貯蔵期間が満了する50年より前の段階から再処理工場へ順次搬出を進めていき、期間満了までに全ての使用済燃料の搬出を終えるという説明があったと我々承知してございます。

そうした認識のもとに、六ヶ所の再処理工場が稼働している場合には同施設が搬出先となる可能性も含めて、引き続き国内の再処理工場のしゅん工実現に向けてしっかり取り組みを進め

ていくということに尽きるものと考えてございます。

経済産業省としても、事業者と一体となって、国内の再処理工場のしゅん工実現に向けてしっかり取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

【司会】

次は県への御意見でございます。

安全協定案第5条、これは施設の増設等に係る事前了解ですが、この了解とは口頭、例えば電話を含む口頭、によって行われればそれで済むんでしょうかという御意見になります。お願いいたします。

【青森県 豊島危機管理局長】

はい。協定の第5条に関わります例えば変更などにつきましては、原子炉等規制法に基づく変更申請なども含まれてございまして、大変重要な話でございますので、文書でいただき、その内容をしっかりと精査してお返しするというところで考えております。

【司会】

次は経済産業省への御意見です。

50年後にむつ中間貯蔵から搬出となっております。フランスからの返還高レベル廃棄物期限も50年となっておりますが、残り22年となっているのに最終処分場が決まっています。今年中に決定しても、完成は22年以上かかります。どうするんですか。県も無理だと分かっているのに何もしていません。なぜですか。同じことが中間貯蔵でもおきます。20年前に稼働予定再処理工場は、いまだ完成見込みがありません、という御意見です。お願いいたします。

【経済産業省資源エネルギー庁 勝見室長】

御意見ありがとうございます。高レベル放射性廃棄物の問題ということかと思えます。最終処分場ということに関しましては、この高レベル放射性廃棄物に関しては原子力に対する国民の皆様の懸念の1つであるとの認識をしっかり持って、将来世代に負担を先送りしないということで、我々の世代で解決に向けた対策を進め、確実に進めていくことが必要だと考えてございます。

現在は最終処分場に関しましては文献調査を3地域で実施しております。最終処分法に基づく調査、建設に要する期間というのは、具体的な立地地点の状況また規制審査の状況など様々な要因に左右されることが想定されています。調査期間には幅があるものと認識しております。

また、加えて文献調査実施地域の拡大ということにも今取り組んでおります。昨年4月に特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針を改定いたしております。

全国の自治体を個別訪問する全国行脚を開始するなどして、取り組みの強化を行っているところでございます。

引き続き最終処分の実現に向けては、政府一丸となって、かつ政府の責任で取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、先ほど申し上げましたとおり、中間貯蔵の、その50年ということに関しましては、事業者からは50年の前の段階から再処理工場に順次搬出を進めていくということを伺っておりますし、六ヶ所再処理工場が稼働している場合には、そこへの搬出ということの可能性も含めて、引き続き国内の再処理工場のしゅん工の実現ということを果たしてもらいたいということに現時点は尽きるのかと考えてございます。御理解をいただけましたら幸いです。

【司会】

引き続き経済産業省への御意見です。

核燃料サイクル計画が50年後も続くのでしょうか。政権交代、新エネルギーの開発などは考えていないのでしょうか、という御意見です。お願いいたします。

【経済産業省資源エネルギー庁 勝見室長】

はい。ありがとうございます。政権交代云々ということはちょっと我々からなかなか言うのは難しいですけれども、政府としては、この核燃料サイクルというのは、平成15年の初回のエネルギー基本計画から一貫して国の基本方針として位置づけてきております。現在検討を開始しております次期のエネルギー基本計画においても、しっかりと位置づけをしていくべく議論を進めていきたいと考えております。

また、新エネルギーの開発ということも、資源エネルギーの別の部隊が、しっかり進めているところがございます。例えば洋上風力ですとか、そういったものを含めてそうした新エネルギーの開発も併せて進めているところがございます。

【司会】

続きまして、会議の資料についての御意見でございます。

こちらについては、時間の関係上、私の方からお話させていただきます。説明者名簿が作成されていないのはなぜでしょうかという御意見でございます。

こちらにつきましては、名簿はお配りしておりませんが、司会の私の方から最初に口頭で御紹介をさせていただきましたので、それで御理解いただければと思います。

あと意見という形で、どこの省庁ということではなく、いくつか伺っておりますので、こちらの方を最後紹介させていただいて、御意見の紹介とさせていただきます。

まず1つが、アンケート用紙の性別の項目は必要なのでしょうか、というものが1つございました。次は、意見等には質問が含まれているが、どこに説明が載っていますかという御意見がございました。あと質問をすり替えることはしないよう約束してくれますか、ということで御意見がございました。

あと、資料のページについて同じような面にちゃんとページの番号が表示されるほうが、見やすいのではないかとということで、改善をお願いしますとの御意見がありました。

次が、50年という長い間に何が起こるかわからない。県知事が子供の未来を守るとおっしゃっているが、不安は払しょくできない。よって反対します、という御意見が1つ。

初歩的なことが不勉強、不明な状態で説明を受けたので難し過ぎました。専門的な事柄なので、県民へ向けた説明も大事ですが、小学校高学年から中学生時代から学ぶことによって、身近なことに感じることはできるのではないのでしょうか。

原燃、MOXなどの単語は知っていても、内容について、レベルを下げた説明会があれば良いなと思いました、という御意見がございましたので御紹介させていただきます。

それではこれで、皆さんからいただきました全ての意見の紹介を終わりました。

あと12時まで10分程度ございますので、口頭で意見を伺う時間とさせていただきたいと思っております。進めるに当たっては3つお願いがございます。1つは、意見は今回の議題であるリサイクル燃料備蓄センターに関することをお願いします。2つ目、より多くの方に御発言をいただきたいことから、お一人当たり3分とさせていただきたいと思っております。1分前と3分になりましたら、このボードでお知らせしますので、時間厳守でお願いいたします。

最後3番目、恐れ入りますが、意見に際しましては差し支えがなければ、お住まいの現在の市町村名、そしてお名前をお話しいただいた上で、御意見をお願いしたいと思います。

御意見のある方は、挙手いただければ私の方で当てさせていただきますので、スタッフがマイクを持ってきますので、そのマイクで御発言をお願いしたいと思います。それでは挙手をお

願いたします。

【参加者】

弘前市のサイドウといいます。県の方に1つ提案があります。今回のこの問題、一番気になるのはですね、中間貯蔵がそのまま永久処分になるんじゃないかという心配があります。

50年という長い期間、50年後ここにいる方はみんなあの世だと思います。今適当に喋ってこの場をしのげばいいと思ってる方もいるかもしれない。そこがものすごく心配なわけです。

その不安を取り除いていくことが、県にとっても大切なのではないかなと思ってます。中間貯蔵、本来であれば六ヶ所の再処理場が動いていれば、柏崎からまっすぐ直接もっていけばいい話だし、ところが事業者の方の思惑と外れて六ヶ所が動いておりません、再処理動いてない。そこで苦肉の策として中間貯蔵。10年前の話。今やもう、よその電力さんは原発の敷地内で乾式の貯蔵施設を作る時代になってしまっている。中間貯蔵は時代遅れなんですよ。

そこで思うんですけども、50年の心配、県民の不安を取り除くために、例えば今年搬入される1号のキャスクについては、3年、4年、例えばですね、そのときに六ヶ所動いていなければ柏崎に送り返す。このキャスク、再処理とは縁がなかったと思って送り返す、そのような対応を、この協定案の中に盛り込む。3年ないしは4年。宮下さん、3年後選挙です。3年ぐらいの期間です、そういう送り返すということで、県民の不安も取り除けば支援を高まるでしょう。

そういうことで、一つこの協定案の中に、50年じゃなくて、数年、何年か経てば送り返します、再処理が動いていれば再処理でやる、再処理が動いてなければ原発に送り返す、その1項目を協定案の中に盛り込んではどうかということをご検討していただきたい。

それから、この話、弘前でそういう話が出たということをご、すいません、県庁の方ちゃんと知事に伝えてくださいね。よろしく願いたします。

【司会】

貴重な御意見ありがとうございます。他に御意見ある方はいらっしゃいませんか。

【参加者】

はい。最初から着座でお話しします。既に取り上げられたかもしれませんが、1棟目、2棟目にリプレースを含めて3棟目建設することを妨げるルール、ガイドライン、協定類がありますでしょうか。もしあるならばそれは何でしょうか。という質問を紙に書いて提出したタテヤマと申します。

それに対して、発言はありましたけれども、具体的に妨げるルール、ガイドライン、協定類につきましては、伝わってきませんでしたので、そういうものはないというふうに私自身はそう理解しました。もし、その理解が誤解なのであれば、改めて、何かルール、ガイドライン、指針ともいいますね。それから協定の類、ありますよということをご言いただければよろしいんですけども、なければやはりないという理解になると思いますけれども。終わります。

【青森県 坂本環境エネルギー部長】

はい。青森県環境エネルギー部長です。

ルールということでの御尋ねでございますが、今回の安全協定につきましては平成17年に結んだ立地協定に書かれた2棟分の最大2棟5,000トンウランということでの対応ということになります。

3棟目以降ということになりますと、そもそも立地のお話をいただいておりますので、仮にももしそういうことがあるとすれば、新たなそういった申し出がなされて初めて出てくるというものでございますので、現時点では、今いただいているもの、これがルール。仮に3棟目以

降といったようなお話があるのであれば、またゼロからいろんなお話が出てくるだろうということ考えてございます。

【参加者】

よくわかりました。はい。私が問うているルール、ガイドラインの類、いずれもないことがよくわかりました。ありがとうございました。

【司会】

貴重な御意見ありがとうございます。他にいかがでございましょうか。よろしゅうございませうでしょうか。

それでは、ないようでございますので、これで御意見を伺う時間を終了させていただきます。皆様、円滑な進行に御協力いただきましてありがとうございます。

また、本日いただきました御意見につきましては、知事に報告させていただきます。本日はお忙しい中御参加をいただきましてありがとうございます。